

第三者機関に依頼か

患者互助 会総会 水俣病の補償交渉

水俣病患者家庭互助会（山本亦由会長）は十日午後一時すぎから水俣市湯堂の松永会員宅で臨時総会を開き、こんどの補償交渉について話し合った。この結果、知事を中心とした第三者機関にあつせ

んを依頼するかどうかは十五日のチッソの第三回交渉の成り行きをみて改めて話し合うことにした。しかし第三回交渉でも会社側から金額が提示される見通しは全くなく、結局、補償問題は第三者機関

のあつせんにゆだねられる公算が大きくなった。

互助会では先に山本会長ら交渉委員が上京、園田厚相に交渉の進め方を相談したが、そのさい同厚相から「人命を預かる厚生省とし

ては、具体的な金額はいえない。知事を中心とした第三者による委員会をつくって補償の基準を示してもらってはどうか」との意向を示されたため、この意向を中心に互助会としての態度をはかった。

同日の総会では、第三者機関に依頼するかどうかについて、即決するか、執行部に一任するか、十五日の交渉後考えるかで論議がかわされたが、結局十五日の会社の出方を見て、そのあとさらに総会を

なければ何回話し合っても同じだ」と第三者機関のあっせん依頼に持ち込むべきだとの声もかなり強かった。

なお会社側は先に厚生省、通産省に対し、公害補償の初のケースとして、補償金額についてのモデル基準を指示してもらうよう要望、十一日午前中に厚生省、通産省関係者と会社側交渉責任者の入江専務らが会うことになっている。しかし、厚生省は先に互助会に示したと同じ意見の指導方針で臨むことが予想され、十五日の第三回交渉は結局、第三者機関へのあっせん依頼が焦点となるものう。

開いて決めることに落ち着いた。

しかし、この日の総会では第三回交渉で、会社側が具体的な金額を示すことはまずないという見方が圧倒的で、「会社が回答を出さ